5 起訴前段階の公的弁護制度の状況

（1）被疑者国選弁護制度の運用状況

被疑者国選弁護制度の導入に伴い、被疑者段階から弁護人が選任される事件の割合は飛躍的に伸びた。

被疑者が逮捕されて間もない段階では、捜査機関による取調べへの対応に関する助言や、身体拘束からの早期解放に向けた活動など、弁護人がなすべき活動は多岐にわたる。被疑者国選弁護制度の対象事件は2018年6月1日から勾留全件に拡大されたが、今後は逮捕された被疑者の勾留決定前の段階における公的弁護制度の整備が望まれるところである。

以下は、地方裁判所及び簡易裁判所における通常第一審事件の被疑者段階から弁護人が付いた被告人の状況をまとめたものである（なお、以下の統計は、2018年6月の改正刑事訴訟法施行前（被疑者国選の対象事件拡大前）の数字である。）。

資料2-1-1-7　地方裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）

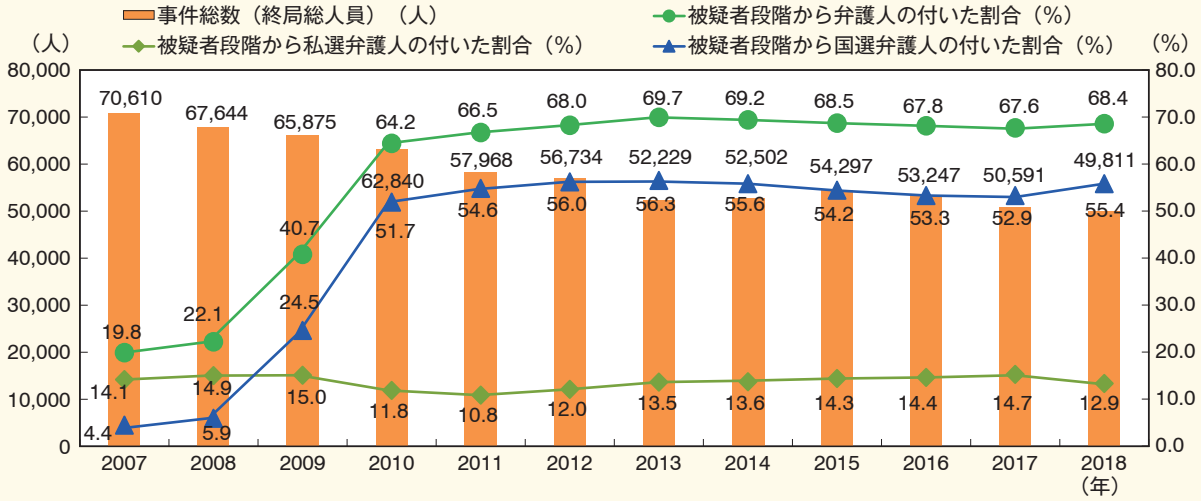

資料2-1-1-8　簡易裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）

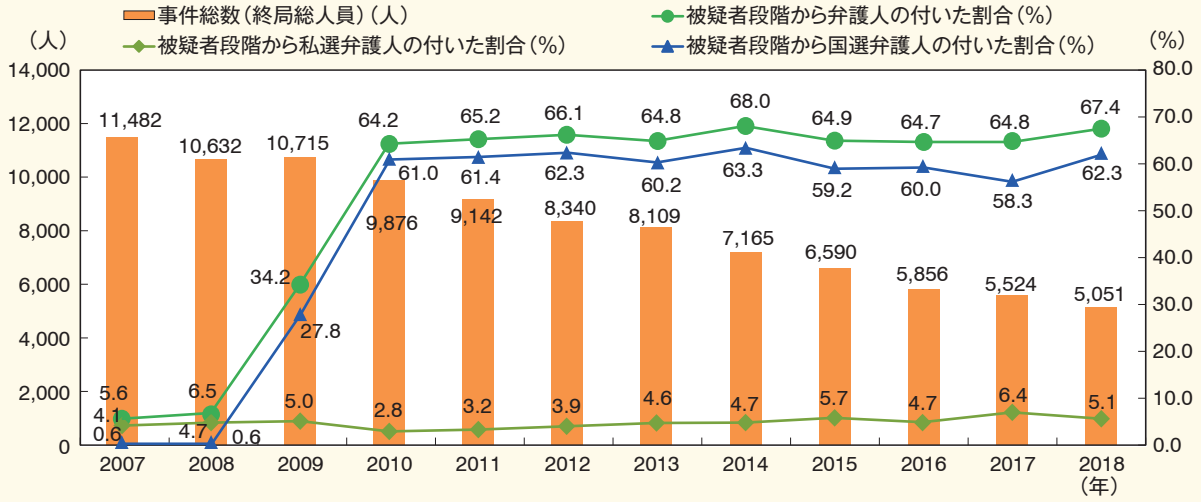

【注】1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別－地方裁判所管内全地方裁判所別及び地方裁判所管内全簡易裁判所別」によるもの。
2. 「終局総人員」とは、当該年度に終局裁判等（判決、終局決定、正式裁判請求の取下げ等）により終了した事件の実人員数である。
3. 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上している。
4. 私選及び国選弁護人の付いた被告人の割合は、事件総数（終局総人員）に対する割合である。